

令和4年度大田区食品衛生年間事業計画

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
項目	Ⅰ期		Ⅱ期(夏期一斉)			Ⅲ期			Ⅳ(歳末一斉)		Ⅴ期	
主な監視対象業種	<ul style="list-style-type: none"> ○飲食店営業(仕出し) ○保育園給食施設 ○集団給食施設(大規模、病院) 		<ul style="list-style-type: none"> ○飲食店営業(すし、仕出し) ○飲食店営業(刺身取扱施設) ○食肉販売業 ○食肉処理業 ○食品の製造業 アイスクリーム類製造業 豆腐製造業 麺類製造業 ○魚介類販売業 ○生食食肉提供施設(飲食店(焼肉店含む)、食肉販売店、食鳥処理業) ○自動車営業等 			<ul style="list-style-type: none"> ○飲食店営業(弁当、そうざい) ○社会福祉施設 ○集団給食施設(事業所等) ○学校給食加工委託工場 ○池上本門寺お会式(臨時出店施設) ○羽田空港ターミナル施設 ○大森駅ビル施設 			<ul style="list-style-type: none"> ○飲食店営業(宴会施設) ○食品の製造業 そうざい製造業 水産製品製造業 菓子製造業(洋生) 漬物製造業 ○食肉関係施設 ○ふぐ、生かき取扱い施設 ○生食食肉提供施設(飲食店(焼肉店含む)等) 		<ul style="list-style-type: none"> ○食品の製造業 菓子製造業(和生) 清涼飲料水製造業 添加物製造業 食肉製品製造業等 ○ふぐ、生かき取扱い施設 ○学校給食施設 ○臨海部食品倉庫(対米対EU向け輸出施設等) ○食鳥処理業 ○蒲田駅ビル施設 	
	<ul style="list-style-type: none"> ☆大規模な仕出し屋及び集団給食施設、食中毒発生施設(過去2年) ☆HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の取組支援 ☆広域流通食品・輸入食品の監視指導(東京都及び他自治体と連携した取組み) ☆食品表示の監視(流通食品の適正表示の徹底指導) 											
簡易現場検査	一斉検査時等、最重点監視対象及び重点監視対象について、必要に応じて実施する。 また、収去検査結果不良施設の原因究明調査及びHACCPに沿った衛生管理取組支援にも活用する。											
収去検査(主な対象食品)	仕出し弁当、 集団給食施設提供食品 (大規模・病院)		豆腐、麺類、アイスクリーム類 刺身等生食用鮮魚介類、 すし、魚介類加工品、 仕出し弁当(大規模施設)、 調理パン・弁当、 サラダ・そうざい類			区立保育園・社会福祉施設 提供食品、 調理パン・弁当、 洋生菓子			そうざい類、 洋生菓子、魚肉ねり製品 漬物 正月用贈答用食品		和生菓子、 私立保育園提供食品、 弁当、そうざい類	
	<p>← 輸入食品等流通品 →</p> <p>(※その他、厚生労働省、東京都通知によるものはその都度実施する)</p> <p>← 収去検査結果不良施設の再収去 →</p>											